

藤沢市住宅政策懇談会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、藤沢市住宅マスタープランを策定するにあたり、広範かつ専門的な見地から意見を伺うため、藤沢市住宅政策懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項の意見交換を行う。

- (1) 藤沢市住宅マスタープランの内容に関する事項。
- (2) 藤沢市の住宅政策に関する事項。
- (3) その他目的達成のために必要な事項。

(構成)

第3条 懇談会は、委員15人以内で構成する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の職員
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、藤沢市住宅マスタープランの策定が完了する時までとする。

(座長等)

第6条 懇談会に座長及び副座長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇談会は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 座長は、懇談会において必要があると認めたときは、臨時委員として出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(結果の報告)

第8条 座長は、意見交換が終了したときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は、計画建築部住宅政策課で処理する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。